

12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第五項第一号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接口座管理機関（以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第五項第八号に規定する外国間接口座管理機関（以下この条において「外国間接口座管理機関」という。）及び同項第七号に規定する特定間接口座管理機関（以下この条において「外国再間接口座管理機関」という。）をいう。以下この条において同じ。）又は開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（特定短期公社債並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、そこの者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知

12 平成十一年四月一日以後最初に特定振替機関等（社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関及び同法第四十八条の規定により当該振替機関とみなされる者並びに当該振替機関（当該みなされる者を含む。）の同法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関（第五条の二第五項第一号に規定する特定口座管理機関をいう。）及び特定間接口座管理機関（第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は開設され、又は開設されている口座において当該特定振替機関等の営業所等（第五条の二第一項に規定する営業所等をいう。以下この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）を通じて特定振替国債等（第九項第一号から第八号までに掲げる国債で特定短期公社債に該当するもの並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）の振替記載等を受ける者（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。）は、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあっては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その最初に振替記載等（当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。）を受ける際、その振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に対し、又はその振替記載等を受ける外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等に係る外國間接口座管理機関）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外國間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等の営業所等の長に

書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類（以下この項から第十八項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

13・14 省略

15 外国仲介業者は、第十二項に規定する振替記載等を受ける者が当該外国仲介業者から振替記載等を受けた特定振替国債等につき帳簿を備え、当該振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるところにより、当該振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

16 外国仲介業者は、前項に規定する振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるところにより、当該振替記載等を受ける者が当該外国仲介業者から振替記載等を受けた特定振替国債等につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該外国仲介業者が当該特定振替国債等の振替記載等を受けた特定振替機関である場合には、当該特定振替機関等（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替国債等の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しなければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該特定振替国債等につき帳簿を備え、当該各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

17 省略

18 第十三項の規定は、前項前段の告知書の提出について、第十四項の規定は、前

項後段の確認をする者について、それぞれ準用する。この場合において、第十三項中「前項前段」とあるのは「第十八項前段」と、第十四項中「第十二項後段」とあるのは「第十八項後段」と読み替えるものとする。

19 第五条の二第九項又は第六十七条の十七第八項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において特定振替国債等の振替記載等を受ける場合の第十二項の

13・14 同上

対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする特定振替機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類（以下この項から第十六項までにおいて「確認書類」という。）を提示しなければならないものとし、当該告知書に記載されている氏名又は名称及び住所を当該確認書類により確認しなければならないものとする。

17 同上

18 第十三項の規定は、前項前段の告知書の提出について、第十四項の規定は、前

項後段の確認をする者について、それぞれ準用する。この場合において、第十三項中「前項前段」とあるのは「第十六項前段」と、第十四項中「第十二項後段」とあるのは「第十六項後段」と読み替えるものとする。

19 第五条の二第九項又は第六十七条の十七第八項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において特定振替国債等の振替記載等を受ける場合の第十二項の

規定による告知書の提出の特例、同項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において振替記載等がされている特定振替国債等の償還金及び利息に係る第十八項の規定による告知書の提出の特例その他第十二項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

21 平成十一年四月一日以後に個人又は法人（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に対し国内において特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする次の各号に掲げる者（当該各号に掲げる者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等とする。以下この項において「支払者」という。）は、その対価の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の譲渡の対価の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（第二十三項から第二十五項までにおいて「特定振替国債等の譲渡対価の支払調書」という。）を、その支払の確定した日（その支払者が当該特定振替機関等に係る当該外国仲介業者の当該特定振替機関等である場合には、当該特定振替機関等が当該外国仲介業者から第十六項の規定による通知を受けた日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払をする者の営業所等で取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

二 その特定振替国債等の譲渡を受けた法人（次号に掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

#### 仲介業者

22 平成十一年四月一日以後に個人又は法人に対し国内において特定振替国債等の償還金又は利息の支払の取扱いをする者（当該支払の取扱いをする者が外国仲介業者である場合には、当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の前項に規定する特定振替機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。）は、その償還金又は利息の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の償還金又は利息の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項から第二十五項までにおいて「特定振替機関等の

規定による告知書の提出の特例、同項の規定による確認に係る振替記載等に係る口座において振替記載等がされている特定振替国債等の償還金及び利息に係る第十六項の規定による告知書の提出の特例その他第十二項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

19 平成十一年四月一日以後に個人又は法人（法人税法別表第一に掲げる法人、特定振替機関等、外国仲介業者その他の政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に対し国内において特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする法人は、その対価の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定振替国債等の譲渡の対価の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（第二十一項から第二十三項までにおいて「特定振替国債等の譲渡対価の支払調書」という。）を、その支払の確定した日（その支払をする者の営業所等でその対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

定振替国債等の償還金等の支払調書」という。」を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等でその償還金又は利息の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

23| 第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする法人又は前項に規定する特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の取扱いをする者は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつてこれらの規定による調書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十五項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、それぞれ特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書とみなす。

24| 前項に定めるもののほか、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他第二十一項及び第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

25| 省略

27| 第二十五項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（民間国外債の発行差金の非課税）

第四十一条の十三 非居住者が平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に発行された第六条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

21| 第十九項に規定する特定振替国債等の償還金又は利息の支払の取扱いをする者は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつてこれらの規定による調書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十三項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、それぞれ特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書とみなす。

22| 前項に定めるもののほか、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出の特例その他第十九項及び第二十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

23| 同上

25| 第二十三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（民間国外債の発行差金の非課税）

第四十一条の十三 非居住者が平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に発行された第六条第一項に規定する民間国外債につき支払を受ける発行差金（その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。ただし、当該発行差金のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

(公的年金等控除の最低控除額等の特例)

第四十一条の十五の二 年齢が六十五歳以上である個人が、平成十七年以後の各年において、その年中の所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）の収入金額がある場合における当該公的年金等に係る同条第四項（同法第一百六十五条规定する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「七十万円」とあるのは、「百二十万円」とする。

2 前項の規定の適用を受ける公的年金等に係る所得税法第四編第三章の一の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 年齢が六十五歳以上である居住者が提出した所得税法第二百三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書にその居住者の年齢が六十五歳以上である旨の記載がある場合における同法第二百三条の三の規定の適用については、同条第一号イ中「九万円」とあるのは、「十三万五千円」とする。

二 前号に定めるもののほか、前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 年齢が六十五歳以上である非居住者が平成十七年一月一日以後に所得税法第六十一条第八号ロに掲げる年金の支払を受ける場合における同法第三編第二章第三節及び第四編第五章の規定の適用については、同法第一百六十九条第三号又は第二百十三条第一項第一号イ中「六万円」とあるのは、「十万円」とする。

4 第一項の個人の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十日（その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十一号に規定する出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の年齢によるものとし、第一項の居住者又は前項の非居住者の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十一日の年齢によるものとする。

(寡婦控除の特例)

第四十一条の十七 居住者が、所得税法第二条第一項第三十号イに掲げる者（同項第三十四号に規定する扶養親族である子を有するものに限る。）に該当し、かつ、同項第三十号の合計所得金額が五百万円以下である場合には、同法第八十一条第二項に規定する寡婦控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に八万円を加算した額とする。

(寡婦控除の特例)

第四十一条の十七 居住者が、所得税法第二条第一項第三十一号イに掲げる者（同項第三十四号に規定する扶養親族である子を有するものに限る。）に該当し、かつ、同項第三十号の合計所得金額が五百万円以下であつて、同号に規定する老年者に該当しない場合には、同法第八十一条第二項に規定する寡婦控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に八万円を加算した額とする。

(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例)

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十日までの間において開始した所得税法第一百六十一條第六号に掲げる国内源泉所得の基準となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの（政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引」という。）につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（政令で定めるものを除く。以下この条において「特定利子」という。）については、所得税を課さない。

一～三 省略

2511 省略

(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例)

第四十二条の二 外国金融機関等が、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十日までの間において開始した所得税法第一百六十一條第六号に掲げる国内源泉所得の基準となる次に掲げる債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの（政令で定める要件を満たすものに限る。第十項において「債券現先取引」という。）につき、特定金融機関等から同号に掲げる利子の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（以下この条において「特定利子」という。）については、所得税を課さない。

一～二 同上

2511 同上

(外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例)

第四十二条の二の二 国内に営業所を有する銀行その他の政令で定める外国法人が支払を受ける所得税法第一百六十一條第六号に掲げる国内源泉所得に係る同法第八十条の規定の適用については、同条第一項中「その証明書を当該国内源泉所得の支払をする者に提出した場合には、その証明書が効力を有している間に支払を受ける当該国内源泉所得」とあるのは、「その証明書が効力を有している間にこれを当該国内源泉所得の支払をする者に提示して支払を受ける当該国内源泉所得」と、同条第二項中「当該各号」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の二の二（外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例）」と、「届け出るとともに、その証明書の提出先にその旨を通知しなければならない」とあるのは「届け出なければならない」と、同条第三項第二号中「通知」とあるのは「届出」と、同項第三号中「当該各号」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の二の二」と「当該証明書の提出を受けている者」とあるのは「その者」とする。

(特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 同上

(特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則)

一 第四十一条の十二第十二項の告知書を同項の振替記載等を受ける際に同項に規定する特定振替機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該特定振替機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十八項の告知書を同項の償還若しくは利息の支払を受ける際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項に規定する特定振替機関等の営業所等の長に提出せず

一 第四十一条の十二第十二項の告知書を同項の振替記載等を受ける際に同項に規定する特定振替機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該特定振替機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十八項の告知書を同項の償還若しくは利息の支払を受ける際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項に規定する特定振替機関等の営業所等の長に提出せず

、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

二 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調査をこれらの調査若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調査若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

### 三 省略

四 第三十七条の十一の三第十項、第四十一条の十二第二十五項又は第四十一条の十四第七項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第三十七条の十一の三第十項、第四十一条の十二第二十五項又は第四十一条の十四第七項の規定による検査に偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

### 2 省略

3 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調査の提出に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### 4・5 省略

(所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整)

### 第四十二条の三の二 省略

2 第四十一条の二の二の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第十二条の規定の適用については、同条第二項中「規定を」とあるのは「規定(租税特別措置法第四十一条の二の二)の規定の適用がある場合には、当該規定を含む。」を「と、「同条第二号」とあるのは「所得税法第百九十条第二号」とする。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、平成四年四月一日から平成十八年

、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

二 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調査をこれらの調査若しくは報告書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調査若しくは報告書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

### 三 同上

四 第三十七条の十一の三第十項、第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項の規定による当該職員の質問に対しても答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第三十七条の十一の三第十項、第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項の規定による検査に偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

### 2 同上

3 第三十七条の十一の三第七項に規定する報告書、第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書又は第四十一条の十四第四項に規定する先物取引に関する調査の提出に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### 4・5 同上

(所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整)

### 第四十二条の三の二 同上

2 第四十一条の二の二の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第十二条の規定の適用については、同条第二項中「規定を」とあるのは「規定(租税特別措置法第四十一条の二の二)の規定の適用がある場合には、当該規定を含む。」を「と、「同条第二号」とあるのは「所得税法第百九十条第二号」とする。

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の五 青色申告書を提出する法人が、平成四年四月一日から平成十六年

三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第一条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度を除く。次項及び第八項において「供用年度」という。）の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において「供用年度」という。）の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産における「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

### 一～三 省 略

2511 省 略

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の六 第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（第三項までにおいて「中小企業者等」という。）が、平成十年六月一日から平成十八年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置

（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の六 第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（第三項までにおいて「中小企業者等」という。）が、平成十年六月一日から平成十六年三月三十一日までの期間（次項及び第三項において「指定期間」という。）内に、その製作の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（第一号に掲げる減価償却資産にあつては、政令で定める規模のものに限る。第三項までにおいて「特定機械装置

三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない次に掲げる減価償却資産（以下この条において「エネルギー需給構造改革推進設備等」という。）を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合及び第二号に掲げる減価償却資産を電気事業法第二条第一項第九号に規定する電気事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度を除く。次項及び第八項において「供用年度」という。）の当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備等に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備等の普通償却限度額（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）と特別償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額（第一号ハ又は第三号に掲げる減価償却資産における「基準取得価額」という。）の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

### 一～三 同 上

2511 同 上

四 前条第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等が取得し、又は製作する機械その他の減価償却資産のうち第一号又は第二号に掲げる減価償却資産に類するものとして政令で定めるもの

等」という。) を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第三号に規定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

## 2513 省略

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の七 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの(以下この条において「特定中小企業者等」という。)が、昭和六十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間(次項及び第三項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)で政令で定める規模のもの(第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業基盤強化設備の取得価額(第四号に規定する大規模法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

## 一 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項に規定する特定農産加工業

等」という。)を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを国内にある当該中小企業者等の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用(第三号に規定する事業を営む法人で政令で定めるもの以外の法人の貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。)に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定機械装置等の取得価額(第三号に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

## 2513 同上

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)

第四十二条の七 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるもの(以下この条において「特定中小企業者等」という。)が、昭和六十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの期間(次項及び第三項において「指定期間」という。)内に、その製作の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置並びに器具及び備品(以下この条において「事業基盤強化設備」という。)で政令で定める規模のもの(第三項までにおいて「特定事業基盤強化設備」という。)を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。次項及び第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この条において「供用年度」という。)の当該特定事業基盤強化設備の取得価額(第三号に規定する大規模法人が取得し、又は製作した同号に定める資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。次項において「基準取得価額」という。)の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

## 一 特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項に規定する特定農産加工業

者（中小企業者等（第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等をいう。第五号において同じ。）に限る。）で同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた法人当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二 卸売業又は小売業を営む第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人 機械及び装置並びに器具及び備品（電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）

三 飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人 器具及び備品（当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

四 省 略

五 省 略

六 省 略

七 省 略

2 特定中小企業者等（前項第一号、第五号又は第六号に掲げる法人にあつては、政令で定める法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業基盤強化設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、前項第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該特定事業基盤強化設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

者（中小企業者等（第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等をいう。第四号において同じ。）に限る。）で同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた法人当該経営改善措置に関する計画に定める機械及び装置

二 卸売業、小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人 機械及び装置並びに器具及び備品（電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）

三 四 同 上

五 同 上

六 同 上

2 特定中小企業者等（前項第一号、第四号又は第五号に掲げる法人にあつては、政令で定める法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない特定事業基盤強化設備を取得し、又は特定事業基盤強化設備を製作して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む事業の用に供した場合において、当該特定事業基盤強化設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、前項第二項から第四項まで、第六項及び第七項、第四十二条の九、第四十二条の十第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十二条の十一第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。第四項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該特定事業基盤強化設備の基準取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 特定中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品販賣業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特定中小企業者等の當む事業の用に供したものに限る。）を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第四十二条の第十第三項又は第四十二条の十一第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。

（）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第一項第四号に規定する大規模法人が賃借をした同号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 13 省略

（特定設備等の特別償却）

第四十三条 法人で青色申告書を提出するもののうち次の表の各号の上欄に掲げるものが、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産（以下この項において「特定設備等」という。）につき政令で定める期間内に、特定設備等での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合（同表の第三号の上欄に掲げる法人で政令で定めるもの以外のものが貸付けの用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定設備等の取得額（第四十二条の四第七項に規定する中小企業者等以外の法人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について

3 特定中小企業者等が、指定期間内に、その製作の後事業の用に供されたことのない事業基盤強化設備を物品販賣業を営む者から契約により賃借（政令で定める要件を満たすものに限る。）をして、これを国内にある当該特定中小企業者等の當む事業の用に供したものに限る。）を含む事業年度終了の日まで引き続き、当該事業の用に供している場合に限るものとし、第四十二条の第十第三項又は第四十二条の十一第七項の規定の適用を受けるものに係る場合を除く。

（）には、供用年度の所得に対する法人税の額からその事業の用に供した事業基盤強化設備（その賃借に要する政令で定める費用の総額が政令で定める金額以上であるものに限る。）に係る当該費用の総額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第一項第三号に規定する大規模法人が賃借をした同号に定める資産については、当該計算した金額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「リース税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度におけるリース税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該供用年度においてその事業の用に供した特定事業基盤強化設備につき前項の規定により当該供用年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 13 同上

（特定設備等の特別償却）

第四十三条 同上

は、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において「基準取得価額」という。)に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。以下この項において同じ。)との合計額とする。この場合において、当該法人の特定設備等の全部又は一部が同表の二以上の号の規定に該当するものであるときは、当該二以上の号の規定に該当する特定設備等に係る特別償却限度額の計算上その基準取得価額に乘すべき割合は、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合とする。

法 人	資 産	割 合
一 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものを事業の用に供する法人(畜産業を営む法人については、政令で定める法人に限る。)	当該機械その他の減価償却資産(新設又は増設に係るもの)のうち政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるものを除く。)	百分の十六(当該機械その他の減価償却資産のうち政令で定める構築物については、百分の十)
二・三 省略	省略	(二)
四 政令で定める航空運送業を営む法人	当該事業の経営の合理化に資するものとして政令で定める航空機	百分の五

2 省略

(特定中核的民間施設等の特別償却)

法 人	資 産	割 合
一 公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものを事業の用に供する法人	同上	同上
二・三 同上	同上	同上
四 同上	同上	同上
百分の五(当該航空機のうち経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の八)	百分の五	同上

2 同上

(特定中核的民間施設等の特別償却)

第四十三条の三 省略

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の第一欄に掲げるものが、当該各号

の第二欄に掲げる計画（平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に同欄に規定する認定が行われたものに限る。）に従つて、当該認定の日から三年以内の期間内に、当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「保全事業等資産」という。）を取得し、又は保全事業等資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該保全事業等資産（前項又は同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該保全事業等資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該保全事業等資産の取得価額に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	計 画	資 産	割 合
一 省 略	省 略	省 略	省 略
二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第七条の認定を受けた法人（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で政令で定めるものに限る。）	同条の認定に係る同条に規定する事業計画（以下この号において「事業計画」という。）	当該事業計画に記載された建物及びその附属設備並びに機械及び装置のうち政令で定めるもの	百分の十（建物及びその附属設備については、百分の七）

第四十三条の三 同上

2 同上

法 人	計 画	資 産	割 合
一 同 上	同 上	同 上	同 上

(特定余暇利用施設の特別償却)

第四十四条の五 青色申告書を提出する法人が、平成十年三月三十一日までに行われた地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第八十八条の規定による改正前の総合保養地域整備法（以下この項において「旧総合保養地域整備法」という。）第五条第四項に規定する承認（平成十六年三月三十一日までに行われた旧総合保養地域整備法第六条第一項に規定する承認又は総合保養地域整備法第六条第一項に規定する同意を含む。）に係る同法第五条第一項に規定する基本構想において定められた同法第四条第二項第三号に規定する重点整備地区の区域内において、当該承認の日から十四年以内の期間で政令で定める期間（以下この項において「適用期間」という。）内に、当該基本構想において定められた同法第二条第二項に規定する特定民間施設に含まれる建物及びその附属設備並びに構築物のうち政令で定めるものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「特定余暇利用施設」という。）の取得等（取得又は建設をいう。以下この項において同じ。）をして、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定余暇利用施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定余暇利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定余暇利用施設の取得額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 適用期間の開始の日から五年以内に取得等をした特定余暇利用施設 百分の十三

二 適用期間の開始の日から十年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の七

三 適用期間の開始の日から十四年以内に取得等をした特定余暇利用施設（前二号に掲げる特定余暇利用施設に該当するものを除く。） 百分の五

21 第四十二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(商業施設等の特別償却)

第四十四条の七 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日（同表の第五号の上欄に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は商業施設等を製

(商業施設等の特別償却)

第四十四条の七 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十七年三月三十一日（同表の第五号から第八号までの上欄に掲げるものについては、平成十六年三月三十一日）までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「商業施設等」という。）を取得し、又は

作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（同表の第一号の上欄に掲げる法人及び同表の第五号の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるものにあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該商業施設等の普通償却限度額と特別償却限度額の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一～四 省略	省略	省略
五 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第二十一条第二項に規定する認定中小売商業高度化事業計画に係る同法第四条第五項に規定する中小小売商業高度化事業を実施する法人のうち政令で定めるもの	イ 当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備（口において「建物等」という。）で政令で定めるもの	百分の八
口 省略	省略	省略

商業施設等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（同表の第二号の上欄に掲げる法人及び同表の第五号の上欄に掲げる法人のうち政令で定めるものにあつては、貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該商業施設等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該商業施設等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該商業施設等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一～四 同上	同 上	同 上
五 同 上	イ 当該認定中小小売商業高度化事業計画に係る同条第一項に規定する商業施設のうち建物及びその附属設備（第九号までにおいて「建物等」という。）で政令で定めるもの	同 上
口 同 上		同 上
六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第十七条第二項に規定する認定特定事業者である法人で同法第四条第四項第一号に規定する特定商業施設等整備事業を実施するものの商業基盤施設（政令で定	同法第十七条第二項に規定する認定特定事業計画（第九号までにおいて「認定特定事業計画」という。）に係る同法第四条第四項第一号の商業施設のうち建物等で政令で定めるもの又は認定特定事業計画に係る同号	百分の八

うち政令で定めるもの

める規模のものに限る。) のうち建物等及び構築物で

政令で定めるもの

七 中心市街地における市  
街地の整備改善及び商業  
等の活性化の一体的推進  
に関する法律第十七条第

一項に規定する認定特定  
事業者である法人で同法  
第四条第四項第五号に規  
定する貨物運送効率化事  
業を実施するもののうち  
政令で定めるもの

認定特定事業計画に係る当  
号に規定する共同利用施設

のうち建物等で政令で定め  
るもの

に供される建物等で政令で  
定めるもの

八 中心市街地における市  
街地の整備改善及び商業  
等の活性化の一体的推進  
に関する法律第十七条第

一項に規定する認定特定  
事業者である法人で同法  
第四条第四項第六号に規  
定する中心市街地電気通  
信施設整備事業を実施す  
るものとのうち政令で定め  
るもの

認定特定事業計画に係る同  
号に規定する共同利用施設  
のうち建物等で政令で定め  
るもの

百分の八

九 中心市街地における市  
街地の整備改善及び商業  
等の活性化の一体的推進  
に関する法律第十七条第

一項に規定する認定特定  
事業者である法人で同法  
第四条第四項第六号に規  
定する中心市街地電気通  
信施設整備事業を実施す  
るものとのうち政令で定め  
るもの

イ 認定特定事業計画に係  
る同条第一項に規定する  
商業施設のうち建物等で  
政令で定めるもの

百分の八

ロ 認定特定事業計画に係  
る同条第一項に規定する  
商業施設のうち建物等で  
政令で定めるもの

百分の八

2 省 略

(再商品化設備等の特別償却)

第四十四条の九 青色申告書を提出する法人が、平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該再商品化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該再商品化設備等の取得価額（第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項に規定する分別基準適合物の再商品化又は使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第五項に規定する自動車破碎残さの再資源化をするための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の二十三

二・三 省 略

2 同 上

(再商品化設備等の特別償却)

第四十四条の九 青色申告書を提出する法人が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、次の各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「再商品化設備等」という。）を取得し、又は再商品化設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該再商品化設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該再商品化設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該再商品化設備等の取得価額（第一号及び第二号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち政令で定めるものにあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

一 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項に規定する分別基準適合物若しくは特定家庭用機器廃棄物の再商品化又は使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第五項に規定する自動車破碎残さの再資源化をするための機械その他の減価償却資産で政令で定めるもの 百分の二十三

二・三 同 上

第四条第四項第三号に規定する中心市街地食品流通のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの

る同条第一項に規定する商業基盤施設のうち建物等及び構築物で政令で定めるもの

(特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却)

第四十四条の十 青色申告書を提出する法人が、平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第五条第八項の同意（同法第六条第一項の同意を含む。）に係る同法第五条第一項の地域輸入促進計画において定められた同条第三項の特定集積地区（以下

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第四十五条 青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを特定集積地区内において当該法人の営む輸入関連事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の当該輸入関連事業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該輸入関連事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該輸入関連事業用資産の取得価額（一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該輸入関連事業用資産の取得価額が当該一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の二十（建物及びその附属設備については百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 第四十三条第一項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第四十五条 同 上

この項において「特定集積地区」という。）の区域内において同法第一条第二項に規定する輸入貨物流通促進事業のうち政令で定めるもの（以下この項において「輸入関連事業」という。）の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設をする場合において、当該地域輸入促進計画に従つて、当該新設に係る建物及びその附属設備並びに機械及び装置で、輸入関連事業の円滑な実施に著しく資するものとして輸入関連事業の種類に応じて政令で定めるもののうち、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの（以下この項において「輸入関連事業用資産」という。）を取得し、又は輸入関連事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを特定集積地区内において当該法人の営む輸入関連事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の当該輸入関連事業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該輸入関連事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該輸入関連事業用資産の取得価額（一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該輸入関連事業用資産の取得価額が当該一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の二十（建物及びその附属設備については百分の十）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

)との合計額とする。

								地区又は地域	事業	資産	割合
六省略	五省略	四省略	る地区	三離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定められた地区	二省略	一省略					
省略	省略	省略		製造の事業その他政令で定める事業	省略	省略					
省略	省略	省略		機械及び装置並びに建物及びその附属設備で、政令で定めるもの	省略	省略					
省略	省略	省略		百分の十一(建物及びその附属設備について)は百分の七)	省略	省略					

								地区又は地域	事業	資産	割合
七同上	六同上	五同上	る地区	四離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区	三同上	二同上					
同上	同上	同上		同上	同上	同上					
同上	同上	同上		同上	同上	同上					
同上	同上	同上		同上	同上	同上					

## (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

## 第四十六条の二 省略

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該法人の當む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該障害者対応設備等の取得価額（同表の第二号から第四号までの上欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一～四 省略	省略	省略

## 356 省略

## (農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却)

第四十六条の三 青色申告書を提出する法人が、適用事業年度終了の日において次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該資産が第二号に定める資産である場合には、百分の十二）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する

## (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等)

## 第四十六条の二 同上

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作の後事業の用に供されたことのないもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「障害者対応設備等」という。）を取得し、又は障害者対応設備等を製作して、これを当該法人の當む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該障害者対応設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該障害者対応設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該障害者対応設備等の取得価額（同表の第二号から第四号までの上欄に掲げる減価償却資産にあつては、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一～四 同上	同上	同上

## 356 同上

## (農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却)

第四十六条の三 青色申告書を提出する法人が、適用事業年度終了の日において次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同日において当該法人の有する当該各号に定める減価償却資産に係る当該適用事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該資産が第二号に定める資産である場合には、百分の十二）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する